

令和5年度

第10回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年1月29日

石巻市農業委員会

## 第10回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年1月29日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 石巻市標準農作業料金の設定について

日程第 9 議案第 7号 石巻市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について

日程第10 議案第 8号 石巻市農地利用最適化推進委員候補者審査要綱の一部改正について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員	39番	阿部正展	委員

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	斉藤雄浩	事務局 次長
渡辺和子	事務局長補佐 兼農地係長	村上浩則	主 幹
佐藤友人	主 査	石崎智章	主任 主事
山本万里	主任 主事		

---

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和5年度第10回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たり、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 進めます。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

では、会長、お願いします。

---

午後1時35分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は20名であります。欠席委員はおりません。

それでは、お手元に配付をしております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号7番武山勝委員、8番高橋千代恵委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第3号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 使用貸借の解約による通知についてから報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局から報告願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、ご報告いたします。

報告第1号 使用貸借の解約による通知について、議案書の1ページを御覧ください。今月の受理件数は3件で、解約の理由は借人の都合によるものが2件、農地転用のための1件でございます。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書は2ページから

9ページを御覧ください。今月の受理件数は16件で、解約の理由は貸人の都合によるものが1件、借人の都合によるものが7件、所有権移転のためが8件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、議案書は10ページを御覧ください。今月の受理件数は1件で、駐車場敷地とするものです。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

---

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の11ページ、位置図につきましては15ページを御覧願います。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。東日本大震災により、転居を余儀なくされたため、耕作ができなくなり、原野化したもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に、番号2、議案書の11ページ、位置図は16ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。昭和50年頃から宅地として利用してきたもので、非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に、番号3、議案書の11ページ、位置図は17ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。平成8年に農地法第5条の届出を行い、そのとおりに転用した土地です。

次に、番号4、議案書の12ページ、位置図は18ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。令和元年に相続した時点で山林化していたもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に、番号5、議案書の12ページ、位置図は19ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。隣接する河川が大雨で氾濫するので、災害対策のため堆積した土砂で盛土を行い、堤としたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に、番号6及び番号7、議案書の12、13ページ、位置図は20ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。高齢化により耕作ができなくなり原野化したもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に、番号8、議案書の13ページ、位置図は21ページです。申請地は、農振農用地の区域外の土地です。当該地は地盤が弱く、水はけも悪いため、機械作業ができずに原野化したもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に、番号9、議案書の13ページ、位置図は22ページです。東日本大震災により被災し、耕作できなかった土地で、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に、番号10、議案書の14ページ、位置図は23ページです。前所有者が平成4年に相続した時点で、観光牧場と一体的に利用されていたもので、非農地となって20年以上が経過した土地です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

1月19日の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査等を行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、番号2番を議題といたします。

議案書は11ページ及び16ページとなります。議席番号■番■■■■委員は退席をお願いします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号2番についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、願出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について証明書を交付することに決しました。

■■■■委員は入場を願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ■■■■委員に申し上げます。本案番号2番については、願出のとおり決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、ただいま決しました番号2番を除いた9件について審議いたします。議案書は、11ページから23ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案9件について、願出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について証明書を交付することに決しました。

---

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、ご説明いたします。

議案書は24ページです。番号1、譲受人の規模拡大のための売買です。申請地は、畑1筆、面積698㎡です。

番号2、譲受人の規模拡大のための賃借権の設定です。申請地は、田3筆、面積2,948㎡です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、高橋千代恵委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

1月18日に開催の農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件について許可を与えることに決しました。

---

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の25ページ、位置図は27ページを御覧願います。駐車場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。なお、現地は既に造成されていることから、始末書が提出されております。

次に、番号2、議案書は25ページ、位置図は28ページです。通路とするための転用です。農地区分は、鉄道の駅から300m以内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

次に、番号3、議案書の25ページ、位置図は29ページです。資材置場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。なお、現地は既に造成されていることから、始末書が提出されております。

次に、番号4、議案書の26ページ、位置図は30ページです。盛土を行い、畑とするための一時転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案4件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、説明いたします。

初めに、番号1、議案書の31ページ、位置図は36ページを御覧願います。住宅建築用地とするための転用です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。なお、現地は既に造成されていることから、始末書が提出されております。

次に、番号2から番号6についてご説明いたします。議案書の31ページから33ページ、位置図は37ページから40ページです。同一事業者による申請で、転用目的は太陽光発電施設用地とするものです。

農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、全て第2種農地に該当します。

次に、番号7、議案書の33ページ、位置図は40ページです。番号6の転用に係る通路とするための一時転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号8から番号11についてご説明いたします。議案書の33ページから34ページ、位置図は41ページから43ページです。同一事業者による申請で、太陽光発電施設用地とするものです。番号11まで農地区分のみ続けてご説明いたします。議案書の33ページ、番号8は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。番号9及び番号10は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。議案書の34ページ、番号11は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

次に、番号12、議案書の35ページ、位置図は44ページです。太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号13、議案書の35ページ、位置図は45ページです。太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。なお、登記地目が山林で、現況地目が畑で農地台帳に登録されておりますが、事業者が誤って太陽光発電施設用地としており、始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案13件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案13件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地

利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

○村上浩則主幹 それでは、ご説明いたします。

別途配付しております令和5年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

初めに、一覧表の1ページを御覧願います。中間管理機構による一括方式の利用権設定については9件で11筆、合計面積は3万3㎡です。貸借期間は5年から10年で、10a当たりの賃借料は水田利用で1万円から1万5,000円、米による物納は48kgから90kgとなっております。

所有権移転については14件で30筆、合計面積は6万8,731㎡です。10a当たりの売買価格は水田利用で15万7,232円から50万4,540円となっております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者などであり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。

初めに、一括方式について審議いたします。議案書は46ページから49ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式9件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は50ページから55ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転14件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

---

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 石巻市標準農作業料金の設定についてを議題といたします。

事務局より議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書は56ページ、併せて別途配付の別紙1、令和6年度適用石巻市標準農作業料金を御覧願います。別紙1のA3判の参考資料には、右側に令和5年度分、左側に令和6年度分を記載して比較できるようにしてあります。

標準作業料金につきましては、農作業受委託の円滑な促進と担い手農家の積極的な産業規模の拡大、経営の発展に資することを期待して、農林水産省が策定した標準農作業受託料金算定方式及び算定の手引きにより調整することとしています。基本的な考え方としては、受託者が作業に要した労働費や物材費等が適正に確保される水準を形成することを大前提とし、担い手農家の経営の安定を図ることを基本としているということです。

対象となる作業につきましては、稲作が主体であることから稲作作業としており、その種類は育苗、耕起、代かき、田植、防除、収穫、乾燥、調製の7作業を基本としています。

算定方式につきましては、受託者の労働費、機械の減価償却費等が適正に確保される共通の理解の下に納得のいくものでなければならないという前提の下に試算しております。地域の実情に応じて検討するために、今年18日に標準農作業料金検討協議会に諮りました。協議会では、項目毎に石巻市の推移、試算結果、昨年の状況、全国平均の数値等を説明し、協議、検討した結果は配付資料のとおりです。概要としては、資機材、経費の高騰が著しいこと、算定根拠への意見、質疑、要望等があり、試算結果等考慮の上、全体としては昨年比5%以内の上昇としているところです。

なお、稲わら梱包及び防除の背負い式動力散布は、需要がないことから削除となっております。

また、不整形地、倒伏等のために、機械作業に支障を来す場合に増額する場合は5割以内と表示することとしています。

要望事項としては、田植の直播、直まきについての種別ごとの標準額を記載できないか、畦畔草刈りについて時間単位の金額も記載できないかとの要望がありましたが、次年度に検討することとしております。

項目前の作業料金については、読み上げ説明を割愛させていただきますので、料金表をご確認願います。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がありました。本案についてご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○7番武山勝委員 ミスプリントだと思うのですが、収穫のコンバインの反当収量が8俵算定ということなのですが、これは9俵の間違いでは。

○議長（三浦孝一会長） はい、どうぞ。

○村上浩則主幹 お答えいたします。

ご指摘のとおりです。平均収量を540kg、9俵としてございますので、9俵のミスでございます。なお、この項目の計算は9俵で計算しております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 武山委員さん、よろしいですか。

○7番武山勝委員 はい。

○議長（三浦孝一会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） では、なしということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしのお声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、異議なしと認め、本案について原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 石巻市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局より議案の内容について説明願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、ご説明いたします。

議案書は57ページです。別冊1及び資料1を基にご説明いたしますので、お手元にご用意願います。本案は、現委員の任期が令和6年7月7日をもって満了となるため、公募を開始するに当たり規則の見直しを行い、所要の改正を行うものです。

まず、別冊1については、石巻市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則の改め文と改正様式を掲載したものになります。

次に、資料1の1ページ、新旧対照表を御覧ください。表の左側が改正案、右側が現行の規則で、下線部分が改正箇所になります。推薦の手続、第6条では、「農業者等」を「農業者等の個人」に改め、

またこれまで推薦人が3人以上必要であった取扱いを改め、推薦人が1人でも推薦が可能となるよう文言を整理いたしました。また、推薦を受けることの承諾書及び個人情報確認についての同意書を、それぞれ別様式での提出が必要だったものを、推薦書自体にその項目を入れることで、別様式での提出が不要となるため、推薦承諾書と個人情報確認同意書の添付を求める文言を削除するものです。

同条第2項及び第7条についても、同様の見直しにより様式番号を改めるものです。

第8条については、「第6条及び第7条」を「前2条」に、「募集」を「応募」にそれぞれ文言を整理するものです。

2ページから10ページは、様式の新旧対照表となっております。左側が改正案の様式でございます。これまでの様式第2号、5ページにあります様式、推薦承諾書と6ページにあります個人情報確認同意書の様式が削除となっております。

また、11ページ以降が改正の全文となっております。

附則については、本規則の施行期日を令和6年2月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

それでは、ちょっと資料がありますので、二、三分時間取りますので、内容の検討をお願いしたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。どうぞ。

○15番前野利春委員 15番、前野です。推薦人、それから本人なのですけども、氏名印か認め印は不要ということでよろしいのでしょうか。

○議長（三浦孝一会長） 事務局、お願いします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 押印は不要でございます。今回の様式改正で押印が必要なものは、推薦人が法人であった場合に法人の印というところだけになります。個人推薦の場合は、推薦する方も推薦を受ける方も押印は必要ありません。その代わりに、自署を求めているというところがございます。

○15番前野利春委員 分かりました。それでは、法人のみゴム印なりをして、代表者の印鑑を押すということでもよろしいですね。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 そのとおりです。

○15番前野利春委員 分かりました。

○議長（三浦孝一会長） ありがとうございます。

そのほかにご覧いただけますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

---

◎議案第8号

○議長（三浦孝一会長） 続きまして、日程第10、議案第8号 石巻市農地利用最適化推進委員候補者審査要綱の一部改正についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、ご説明いたします。

議案書は58ページです。別冊2及び資料2を基にご説明いたしますので、お手元にご用意願います。

本案は、議案第7号と同様に、推進委員候補者審査要綱について所要の改正を行い、令和6年2月1日施行とするものです。

まず、別冊2については、石巻市農地利用最適化推進委員候補者審査要綱の一部を改正する改め文と審査区分を示した別表を掲載したものになります。

次に、資料2の1ページ、新旧対照表を御覧ください。表の左側が改正案、右側が現行の要綱で、下線部分が改正箇所になります。審査方法、第2条では、「別記様式」を「別表」に改め、同条3項を追加し、農業委員会委員候補者となった者は審査しないと定めたものです。農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦または応募ができますが、農業委員会等に関する法律第18条第5項において転任は禁じられていることから追加したものでございます。

次に、資料の2ページ、裏側になりますが、こちらは審査基準表の新旧対照表でございます。左側が改正案でございます。これまで詳細な審査項目までを要綱で定めておりましたが、農業委員会委員の審査基準表に倣い区分までにとどめ、配点についても改めるものでございます。番号1から4までの4区分とし、推薦理由又は自己アピールの配点は40点、職歴及び農業関係の資格の配点は30点、地域等への貢献・期待度の配点は30点、経営農地の利用状況の配点はマイナス20点とするものです。各区分の採点を行う際の項目については、別に定めるものとします。区分4の経営農地の利用状況の配点、こちらがマイナス20点とすることについては、経営農地について酌むべき事情がない違反転用があるなど、農地の利用状況によってマイナス採点をするものです。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

どうぞ。

○渋谷幸伸事務局長 ただいま説明した中で、資料2、推進委員の候補者審査要綱の新旧対照表、改正と現行ありますが、左側改正、括弧書きで、ちょうど真ん中、「別紙」とありますが、これはお話し

したとおり「別表」の間違いですので、「別紙」を「別表」に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） それでは、そういうふうをお願いをいたします。

ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○河南6区勝又功委員 河南の勝又です。この資格というのは何になるのですか。どういう資格。

○議長（三浦孝一会長） 資格ですか。

○河南6区勝又功委員 資格というのが書かれていないから、その資格というのはどういう資格を書くのですか。農業に関する資格というのは、どういうのがあるのですか。建築業界とか、そういうところだと、何級土木施工管理技士とか、何とかかんとかという資格があるのだけれども、農業に関する資格というのはどういうものなのか教えていただきたいなと思って。

○議長（三浦孝一会長） どうぞ、お願いします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 ちょっと今資料がたくさんあり過ぎて、探しかねるのですけれども、農業士とか、そういった公的な資格があると思うのですけれども、そういった資格を主に指しております。民間の資格いろいろ書かれる方もいらっしゃるかなと思うのですけれども、それについては、書いてこられたものについては、その都度こういった資格なのかということは考慮して審査したいと考えております。

○議長（三浦孝一会長） 勝又委員さん、どうでしょうか。

○河南6区勝又功委員 それは分かるし、資格といっても、極端に言って、俺そういうのあるかなとみんな思うのでないかなと思ったのです。書いたのを後から審査すると言うのだけれども、何でも書けということではないと思うのだけれども。分かりました。

○議長（三浦孝一会長） 事務局、どうぞ。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 どういった資格なのというお問合せをいただくことは、ある程度想定はしているのですけれども、その際個別に対応したいとは考えておりますが、資格を取られている方ご本人は、ご自身で取った資格なので、書けるような資格は覚えていらっしゃるかなというふうには思っております。

○議長（三浦孝一会長） 委員さん、よろしいですか。

○河南6区勝又功委員 はい。

○議長（三浦孝一会長） ありがとうございます。

ほかにごありますか。ほか質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、なしの声ということで、採決をいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

---

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第10回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時18分 閉会